

昭和二十六年運輸省令第八十五号

自動車型式指定規則

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に基き、及び同法を実施するため、自動車型式指定規則を次のように定める。

(一)の省令の適用

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）

第七十五条第一項の規定による自動車の型式についての指定（以下「指定」という。）の手続、同条第四項の検査の基準、同項の完成検査終了証の様式その他指定に関する実施細目は、この省令の定めるところによる。

(指定の申請)

第二条 指定の申請は、自動車を製作することを業とする者若しくはその者から自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造等を業とする者が、製作若しくは販売（以下「製作等」という。）をする自動車又は特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる装置を取り付ける自動車について行うものとする。

第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対する申し立てを提出し、かつ、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行つたもの（以下「走行車」という。）を、機関に提示しなければならない。

三 車体の名称及び型式
四 車台の名称及び型式
五 車両の検査（以下「完成検査」という。）
六 完成検査終了証を発行する工場の名称及び所在地
七 前項の申請書の写し
八 検査主任技術者の氏名及び経歴
九 在地
十 書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第十号までを除く。）を添付しなければならない。

一 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面	二 道路運送車両の外観図	三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に適合することを証する書面（法第七十五条の二第一項の規定による指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）又は法第七十五条の三第一項の規定による指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）については、当該指定を受けたことを証する書面）
------------------------	--------------	--

イ 法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式についての指定の効力の停止	二 法第七十五条の二第四項の規定による指定を受けた自動車型式の型式についての指定の効力の停止	三 法第七十五条の二第五項の規定による指定の効力の停止
---	--	-----------------------------

四 法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車の型式についての指定の効力の停止	五 法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車の型式についての指定の効力の停止	六 法第七十五条第七項の規定による指定を受けた自動車の型式についての指定の効力の停止
--	--	--

四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

行われた自動車については取消しの効力は及ばないものとする。

しているかどうかを確認するために必要があると認められる期間として国土交通大臣が告示で

(申請書等の記載事項の制限)

第七条 完成検査は、当該自動車が次に掲げる要件を具備しているかどうかについて、第三条第二項第五号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。
一 指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有すること。

第七条の四 指定製作者等は、当該自動車が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようしなければならない。
指定製作者等は、当該自動車が均一性を有するようするため、完成検査の結果の分析等を行わなければならない。

（検査成績の記録の記載事項の制限等）
第十三条の二 指定製作者は、記録には、国土交通省令で定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

こと。
三 法第二十九条第一項又は法第三十条の届出
をした車台番号及び原動機の型式が明確に打
刻されていること。
四 完成検査は、次条の規定により選任される完
成検査員が実施するものとする。ただし、次の
各号に掲げる完成検査の項目については、この
限りでない。

第八条 完成検査終了証の様式は、第四号様式による。
2 完成検査終了証の発行日は、完成検査を終了した日とする。
(法第七十五条第五項の国土交通省令で定める自動車)

2 交通大臣が告示で定めるところにより、適切に実施した完成検査の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

指定製作者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、記録に虚偽の記載をすることができないようにするために必要な措置を講じなければならない。

（一）完成検査を適切に実施することができる器具として、性能及びその管理の方法に関する規定による。前項第一号に規定する登録試験機関その他完成検査を適切に実施することができる機関として国土交通大臣が告示で定めるものに実施させる完成検査の項目

第九条 (検査成績の記録等) 指定製作者等は、完成検査終了証を発行したときは、当該自動車についての完成検査の成績及び完成検査終了証の発行の事実を記録しなければならない。

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十二年七月一日から適用する。
自動車の指定に関する省令（昭和二十四年運輸省令第六十三号）は、廢止する。

第七条の二 指定製作者等は、前条第二項ただし書の規定により全ての完成検査が完成検査員以外のものにより実施される場合を除き、完成検査を適切に実施するためには必要な知識及び能力を有する者として国土交通大臣が告示で定める者から完成検査員を選任しなければならない。
(完成検査員等に対する教育訓練等)

自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。) 及び二輪の小型自動車に係るものにあつては三年九月間) 保存しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二九年一月九日運輸省令第三号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

成検査員になろうとする者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより完成検査を適切に実施するため必要な教育訓練を行わなければ

自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかの審査の結果の通知は、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書により行うものとする。

附 則 (昭和三八年一〇月一日運輸省令)
第四八号抄
(施行期日)

2 指定製作者等は、前項の教育訓練について、その内容及び方法その他の国土交通大臣が告示で定める事項を記録しなければならない。

（立入検査をする職員の身分を示す証票）

行する。
附 則（昭和四二年三月三一日運輸省令
第一七号）抄

3 前項の規定による記録は、第一項の規定により教育訓練を受けた者が完成検査を適切に実施

第十二条 法第七十五条の六第二項の証票は、第五号様式による。

1 この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する改正前の自動車登録規則、道路運送車両法施行規則又は自動車型式指定規則の規定によりした申請は、改正後の自動車登録規則、道路運送車両法施行規則又は自動車型式指定規則の規定によりした申請

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十八年十月一日）から施行する。

とみなす。

令第四五号
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四九年一月二十五日運輸省令
第二号）抄
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年一月二日運輸省
令第四五号）抄

はこれらに対する記載は、それ改訂後の自動車登録規則、道路運送車両法施行規則又は自動車型式指定規則の規定により作製し、又は交付した自動車登録原簿、自動車登録原簿の謄本若しくは抄本、新規登録用謄本、自動車検査証、自動車予備検査証、軽自動車届出済証、臨時運転番号標貸与証、譲渡証明書若しくは完成検査終了証又はこれらに対する記載とみなす。

附則（昭和四年八月三十日運輸省令
第四五号）

正規定は同年十一月一日から、第三条第一項の改正規定（各号列記以外の部分に係る部分に限る。）及び同条第三項の改正規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

この省令の施行の際現に自動車の型式についての指定を受けている者又はその申請をしてい る者は、昭和四十四年十二月三十一日までに、当該自動車に係る改正後の自動車型式指定規則 第三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を記載した書面、同条第二項第一号、第五号及び第六号に掲げる書面及び自動車検査用機械器具の管理要領を記載した書面を運輸大臣に提出しなければならない。

改正後の自動車型式指定規則第十条第一項及び第一条の規定は、前項の規定により提出さる書面の記載事項の変更について準用する。

第三三号) 抄
附則(昭和四八年九月二八日運輸省令)

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

第五条の改正規定は、公布の日以後発行された完成検査終了証に係る自動車についての完成検査の成績及び当該完成検査終了証の発行の事実の記録について適用する。

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第九十一号）の施行の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は公布の日から施行する。

一
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五八年三月一五日運輸省令第八号）

（施行期日）
この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定中自動車型式指定規則第二号様式（その6）排出ガス発散防止装置の部の改正規定は、同年一月一日から施行す

附 則（平成七年二月二八日運輸省令第
八号）抄

この省令の施行前にされた第四条の規定による改正前の自動車型式指定規則第十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項の指示及び三項の報告については、当該届出に基づく措置が完了するまで（国土交通大臣が同項の規定に基づく報告の必要性がなくなったと認めた場合は、その時まで）の間は、なお従前の例によること。この場合において、同項中「毎月」とあるは、「三月ごとに」とする。

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の一部の施行の日（平成七年一月一日）から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成六年一月一日運輸省令第四八号）
施行期日

第一項の規定は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一条並びに次項並びに附則第三項及び第七項の規定 平成三年十一月一日
第二条並びに附則第四項及び第八項の規定 平成四年十月一日
第三条並びに附則第五項及び第九項の規定 平成五年十月一日
前二項に掲げる規定以外の規定 平成六年十月一日

附則（昭和六二年二月一日運輸省令第六三号）この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成三年三月一七日運輸省令第三号）抄

附 則（昭和六〇年一〇月八日運輸省令
第三四号）この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六一年三月一九日運輸省令
第三号）抄
施行期日
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附則（平成八年二月二七日運輸省令）
一〇号抄

式、第十七号様式の三及び第二十一号様式、二条の規定による改正後の自動車型式指定規第四号様式並びに第三条の規定による改正後道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送両法の特例等に関する法律施行規則第一号式、第二号様式及び第四号様式にかかるわらばく当分の間、なおこれを使用することができます

様式による登録証書交付申請書、原動機付自車届出書及び登録証書再交付申請書については、それぞれ第一条の規定による改正後の道運送車両法施行規則第八号様式、第十五号

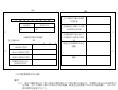
2 第一条の規定による改正前の道路運送車両施行規則第八号様式、第十五号様式、第十七号様式の三及び第二十一号様式による検査対象軽自動車臨時検査申請書、軽自動車届出書、自動車届出済証記入申請書及び譲渡証明書、二条の規定による改正前の自動車型式指定規第四号様式による完成検査終了証並びに第三の規定による改正前の道路交通に関する条約実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する施行規則第一号様式、第二号様式及び第四号様式による改正後様式(第十四号様式及び第十四

1
（施行期日）
この省令は、平成八年七月一日から施行する。ただし、道路運送車両法施行規則第二十号様式及び自動車型式指定規則第四号様式の正規定は、同年一月一日から施行する。
（経過措置）

第一条 この省令は、平成八年二月一日から施行する。ただし、第十七条第一項及び第五十三条第一項の改正規定並びに附則第二条及び第三条（第一号様式燃料装置の部及び第二号様式の燃料装置の部中「液化石油ガス装置」を「高圧ガス装置」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。

（施行期日等）
この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の施行の（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成七年一二月一五日運輸省第六六号）抄
（施行期日）

附則（平成九年三月二四日運輸省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成九年七月一七日運輸省令第四九号）	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。
附則（平成九年一二月一五日運輸省令第八一号）抄	（施行期日）この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附則（平成一二年一二月二九日運輸省令第三九号）抄	（施行期日）この省令は、平成十一年十一月二十六日から施行する。
附則（平成一二年一二月二九日運輸省令第六号）抄	（施行期日）この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号）抄	（施行期日）この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成一三年六月二五日国土交通省令第九九号）	（施行期日）この省令は、平成十三年五月三十日から施行する。
附則（平成一五年七月七日国土交通省令第八一号）抄	（施行期日）この省令は、平成十五年八月三十一日まで、なお従前の例による改行する。
附則（平成一五年七月七日国土交通省令第一一号）抄	（施行期日）この省令は、平成十五年八月三十一日まで、なお従前の例による改行する。
附則（平成一〇年九月三〇日運輸省令第六五号）抄	（施行期日）この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附則（平成一二年一二月二七日運輸省令第六六号）抄	（施行期日）この省令は、平成十三年一月一日から施行する。
附則（平成一二年一二月二七日運輸省令第六七号）抄	（施行期日）この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。
附則（平成一二年一二月二七日運輸省令第二七号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附則（平成一二年一二月二七日国土交通省令第一〇四号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年十一月二十六日から施行する。
附則（平成一七年一二月二日国土交通省令第一一二号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年一二月二日から施行する。
附則（平成一七年一二月二日国土交通省令第二七号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年一二月二日から施行する。
附則（平成一八年一二月九日国土交通省令第一〇六号）抄	（施行期日）この省令は、平成十九年一月四日から施行する。
附則（平成一八年一二月九日国土交通省令第七号）	（施行期日）この省令の施行の際現に自動車の型式についての指定を受けている者は、この省令の施行後遅滞なく、当該自動車に係る改正後の自動車型式指定規則第三条第二項第四号に掲げる書面を国土交通大臣に提出しなければならない。
附則（令和元年五月二四日国土交通省令第二〇号）	（施行期日）この省令の施行の際現に自動車の型式についての指定を受けている者は、この省令の施行後遅滞なく、当該自動車に係る改正後の自動車型式指定規則第三条第二項第四号に掲げる書面を国土交通大臣に提出しなければならない。
附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則（令和二年二月六日国土交通省令第六号）抄	（施行期日）この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。



この省令は、公布の日から施行する。
第一号様式（自動車型式指定申請書）（第三条関係）

2
この省令の施行の際は、当分の間、これを改正前の様式による用紙は、取扱つて使用することができる。
附 則（令和三年一月三〇日国土交通省令第七三号）

1. この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

(自動車型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の自動車型式指定規則第三条の四に規定する指定製作者等である者については、当該自動車に係る第一条の規定による改正後の自動車型式指定規則第七条の四第二項の規定は、適用しない。

附則（令和二年〇月〇日国土交通省令第八四号）抄
（施行期日）

る法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
**附 則（令和二年八月五日国土交通省令
第六七号）抄**
この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。

第一条 (施行期日)
この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (令和二年三月三日国土交通省令第二〇号)
二〇二〇年三月三日付で、省令の施行を認めた同二〇二〇年三月三日付の施行規則は、省令の施行日より前に施行される。

第一号様式の二（既指定自動車型式指定申請書） (第三条の二関係)

關係) 第二号様式(肖像) 第三号様式(指定自動車製作等廃止届) (第六条)

自動車検査登録印紙
受付番号 ^(*)
受付年月日 ^(*)
既指定自動車型式指定申請書
国土交通大臣 聞
車名及び型式
指定番号
指定操作者等の氏名又は名称及び住所
異なる事項及び異なる事由
備考
年 月 日
(日本自動車輸入業協会印)

(1) 備考欄は、申請者が記入しないこと。

固定自動倉庫操作手帳		
国土交通大臣監修		
年 月 日		
宛先自動倉庫	地名、施設名、建物名	操作登録番号
	送付用	
送付用の内包装及 び外包装の記入欄		
製 作 等 準 工 場 山		
操作登録番 号記入欄		
備 考		

(日本語版第2版)

劳 动 生 产 率									
按受检者年龄、文化程度、工种分组									
组别	年龄	文化程度	工种	平均工时数	平均产量	平均生产率	平均工时数	平均产量	平均生产率
青年组	18—25岁	高中以上	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		初中	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		小学	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		高中以上	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		初中	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		小学	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
中年组	26—35岁	高中以上	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		初中	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		小学	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		高中以上	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		初中	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		小学	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
老年组	36—45岁	高中以上	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		初中	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		小学	操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		高中以上	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		初中	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
		小学	管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
总计			操作工	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00
			管理人员	10.5	10.5	1.00	10.5	10.5	1.00

備考 (1) 本家の製作場を行う者と本家の製作場等を行う者が異なる場合は、当該地に製作場等の店名又は名前を記載すること。
 (2) 製造は、空文次第に20%を超過とし、複数が二の場合にあつては後後複数の欄に、複数が二の場合にあつては前頭

(4) 例題4. 2次元入射波の反射率を求める。無限大の平面鏡に平行して入射波が入射する。無限大の平面鏡に平行して反射波が反射する。

第四号様式（完成検査結果証）（第八条関係）

(表) (裏)

